

研究会に参加して（学校での動物飼育と獣医師の役割）

唐木 英明

鳩貝らの調査では、平成16年1月現在、全国の小学校の88%に飼育舎があり、動物の飼育が行われているという。飼育の理由は、動物の飼育が子供の心の発達に役に立つためであり、理科の教育にも役に立つことを期待したものだろう。しかし、動物の飼育についての知識や経験がない教員も多く、ただでさえ多忙な日常業務の中で、動物愛護の精神に沿った飼育が必ずしも可能ではないところがあるようだ。とくに、動物飼育の効果についての知識がない教員にとっては、動物の飼育に時間をかける意義はなく、またせつかく飼育している動物の有効な活用も難しいだろう。

そのような状況が多く和学校で見られる現状から、そもそも学校で動物を飼育すべきかなど、獣医師の間にも多くの議論がある。しかし、多くの学校において現に動物飼育が行なわれているという現実と、学校での動物飼育が子供の心の成長に望ましい効果があることを経験した教員からの報告が増えていることから、日本獣医師会に設置された学校飼育動物委員会は、獣医師が協力することによって適切な飼育状況に保ち、少しでも子供の成長に役立てて欲しいという考え方で検討を続けている。

＜動物愛護と衛生管理＞

学校で動物を飼育し、これを教育に役に立てるのは教員の役割である。獣医師は動物愛護と衛生管理の面から、教員の支援をする立場である。「動物の愛護及び管理に関する法律」によれば、動物の所有者又は占有者は、①動物を適正に飼養・保管することにより、動物の健康・安全を保持し人への危害・迷惑を防止するように努める、②動物に起因する感染性の疾病に関する知識習得、③所有する動物への所有の明示等に努めなければならない旨規定されている。そして、動物をみだりに殺し、傷つけた者、給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者、遺棄した者には罰則が適応される旨規定されている。

学校における動物の飼育は、そもそも子供たちの情操を育むためのものであり、教育現場において教員は動物の虐待等が起らないように配慮するとともに、動物に起因する感染性の疾病に関する知識



を習得し、その予防を行うことが必要である。そして、その具体的な方法等については獣医師の協力を求めるべきであり、獣医師会は要望に応じて適切に対応する方針である。

＜教育効果についての経験の共有＞

次は獣医師から教員への要望である。「動物を飼育すれば、子供に良い効果がある」という神話は崩れ、飼育の方法が適切でなければ逆の効果があることも明らかになってきた。動物愛護と衛生管理に留意をした飼育方法を行うとともに、子供が動物にどのように接したらどのような効果があるのかを熟知していなければ、飼育の意味はないことを、多くの事実が証明している。そこで、動物の教育効果についての研究を活性化し、その経験を多くの教員が共有していただきたいと願っている。また、教職課程や卒業研修の中でも動物飼育についての正しい知識に触れる配慮もぜひお願いしたい。

＜教員と獣医師の連携＞

全国の多くの獣医師がボランティア的な立場で学校での動物飼育を支援している。その最大の報酬は、子供の心の発達に少しでも貢献することができたという喜びである。教育に携わる教員とこれを支援する獣医師がいかに緊密に連携をすることができるかが、この問題の行方を決める。獣医師が教員を常に支援できるような、例えば学校獣医師のような制度も必要ではないかと考える。両者の協力関係が今後さらに発展する上で、今回の研究会の意義は極めて大きく、今後の発展を心から期待する。

（東京大学名誉教授・日本学術会議会員・獣医師）